広島県告示第七百四十三号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
	海田大橋料金所	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正後

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
	海田大橋料金所	（略）
	観音マリーナ海浜公園管理棟	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八三
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）